

2022 年度 高知市立横浜中学校いじめ防止基本方針

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」、並びに「高知県いじめ防止基本方針」〔平成 29 年 10 月改定〕等を踏まえ、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめはどの子にも、どの学級でも起こりうる」という意識にもち、いじめ防止に関する基本スタンスを全教職員で共通理解し、いじめを生まない学校づくりを推進する。

1 いじめの定義及び防止等に関する考え方

(1) いじめの定義と理解

《いじめの定義》

「いじめ防止対策推進法」〈第 2 条〉

この法において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※下線部は学校

- ① 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ② 「心理的又は物理的な影響」とは、「心身の苦痛を感じているもの」であり、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、悪意やいじめの意図がなくてもいじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。
心理的な影響：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

(2) いじめの防止等に関する考え方

本校教職員は、「いじめは、いかなる理由があっても絶対に許されない」、「いじめは、人間として卑怯な行為である」、「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という大前提の共通理解の下、いじめ防止の観点に基づき指導にあたっていく。

また、いじめの対応にあたっては、いじめられたとする生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた生徒を全面的に支援する。加えて、生徒間のトラブルを形式的に法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、けんかやふざけあいでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断するとともに、常にその解消に向けて指導する。

いじめの防止等に関しては、「いじめを生まない教育活動の推進」、「いじめの早期発見の取組の充実」、「いじめへの早期対応と継続指導の充実」、「インターネットや携帯電話を利用したいじめ」「地域や家庭との積極的連携」、「関係機関との密接な連携」（以下、「いじめ防止等」という）を継続的に図っていく必要がある。

2 いじめ防止等のための取組

(1) 生徒指導支援委員会（週に1回）

いじめの防止等の対策のための常設の組織として生徒指導支援委員会を設置する。

① 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、各学年担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導スーパーバイザー 他

② 内容

ア いじめの疑いのある事案やいじめ事案について、情報を収集・記録し、職員間での共有を図る。

イ いじめの疑いのある事案が、いじめであるかどうかについて、校長に情報提供をし、校長の判断を補佐する。

ウ いじめが発生した際、「拡大生徒指導支援委員会（以下、学校いじめ対策組織と称す）」を立ち上げ、対応や指導、保護者との連携の内容や方法について協議し、具体的な方策を示す。

エ いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って高知市教育委員会に報告するとともに、「学校いじめ対策組織」を経て、被害・加害生徒の保護者に通告する。

(2) いじめを生まない教育活動の推進

① 「学びの共同体」に基づく授業づくり及びそれを支える取組

本校の授業づくりのビジョンは、「誰一人として一人にしない」「すべての子どもの尊厳を大切にすること」である。歴代の教職員と生徒たちは、「平等な関係の中で、子どもたちが学びあい、教員も学びあい、学びの専門家と成長する」ことを重ねてきた。

その結果、本校では、生徒に優しさや思いやりの心が育ち、表立った生徒間のトラブルもほとんどない。また、他者と協働できる生徒が多い。しかし、2021年度はこれまで育ってきたことが、崩れる傾向にあった、しかし、教職員の粘り強い対応で踏み留まっている。教職員の同僚性を含めて、これまでの取組を大切に継承し、さらに授業づくりの推進を図る。

② 人権尊重の理念に立った指導

「一人一人が大切にされ、皆が安心して過ごせる温かい学校」をつくるためには、まずもって教員が生徒の人権を尊重し、一人一人を大切にしなければならない。本校の教職員は、以下のことに心がけて生徒の指導に当たり、教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することが絶対ないようにする。

ア 体罰や生徒の尊厳を傷つける言動は行わない。

イ 心理的事実と客観的事実を区別した是々非々のある指導を心掛ける。

ウ 生徒に対しては、ていねいな言葉遣いを心掛け、名前で呼ぶ。

③ 道德教育の充実

道德の時間を要として、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるように指導する。

特に、D-(19)「生命の尊さ」、B-(6)「思いやり・感謝」、C-(11)「公平・公正・社会正義」、A-(1)「自主・自律・自由と責任」を本校の重点項目として充実を図る。

④ 人権尊重の理念に基づく教育活動と学力の保障

「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で過ごすことで、はじめて「いじめ」を許さない人権感覚は身に付けることができる。本校では、10年以上前から「学びの共同体」のビジョンと哲学に基づき、「すべての子どもの学びを保障する」授業づくりが進められてきた。今後も、子どもの尊厳を重視する「授業づくり」や「人間関係づくり」、「環境づくり」を一体となって進めていく。その際、安心できる子ども同士の集団づくりのもと、以下の点に留意して授業づくり等を進めていく。

- ア 授業の開始時間、終了時間をしっかりと守る。
- イ 授業規律や学習のルールをきちんと守らせる。
- ウ 学習用具等の忘れ物がないように指導するとともに、忘れた生徒に対しては予備の用具を準備しておき、忘れた生徒も学習活動が十分に行えるよう努める。
- エ 授業では、学習の「今日のゴール（めあて）」や「今日の流れ」、「振り返り」を提示する。
- オ 生徒をていねいな呼び方で指名し、生徒の発言にはしっかりと向き合って最後まで聴く。
- カ 声のトーンを落とし、子どもが集中できる学習環境をつくと共に、1分内ケアを心掛ける。
- キ 生徒指導の三機能（自己存在感・共感的人間関係・自己決定）の場面を設定するよう心掛ける。
- ク 教師の説明はポイントを絞り、活動の時間を確保するとともに、話し合いやグループ活動の場面を設定する。

3 早期発見・いじめ事案への対処の在り方

(1) いじめ早期発見の取組

- ① いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法の規定に違反しうることを全職員で確認する。
- ② いじめに特化した学級活動を行う。主として、中学1年次に「いじめに対する意識調査」を実施する。
- ③ 高知市版「学校生活アンケート（いじめに関するアンケート）」を原則として年に2回実施・活用する。
- ④ あったかアンケートやQ-Uの結果分析後、担任等による「個人面談」を実施し、生徒理解に努める。
- ⑤ 毎日の「y-Book」の記述に注意するとともに、教師は受容的な視点からのコメントに努める。
- ⑥ 生徒の様相を注意深く観察し、アンテナを高く張って生徒のSOSを見逃さない。そのためにも、職員朝礼は伝達事項のみとし、8時30分の始業時間に教員は全員、所属学年のフロアに臨む。副担任は、欠席生徒や遅刻した生徒への対応を確実に行う。

(2) いじめの早期対応と継続的指導

- ① いじめと疑われる事案が発生したら、発見者はすぐに校長等に報告する。校長は直ちに「学校いじめ対策組織」を立ち上げ、問題を担任が抱え込むことがないように学校全体で組織的に対応する。
- ② 事案については、双方の立場からの事実確認を行う。その際、いじめを受けていると思われる生徒や保護者の立場に立つことに留意する。
- ③ 校長は、事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめを行った生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、振り返り・謝罪させる。
- ⑤ 法を犯す行為があった場合には、早期に関係機関（警察を含む）に相談して協力を求める。
- ⑥ 解消の判断にあたっては、いじめに係る行為が終結していること〈目安は指導終了後から3ヶ月〉及び被害者が心身の苦痛を感じていないこと〈面談等により確認〉を基準とするが、いじめが解消した後も、卒業まで対象生徒を観察するとともに保護者等との情報交換を継続する。

4 教育相談体制の常設、生徒指導体制の構築

- (1) 各学期の「個人面談週間」において、担任等が学級の全生徒と面談を行う。
- (2) 生徒の心身の状況により、必要であると判断した場合は、積極的に「スクールカウンセラー」につなげる。
- (3) 「相談室」を常設し、適宜、教育相談が実施できるようにしておく。

5 重大事態への対処

- (1) いじめにより生徒の生命・心身・財産の重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある等の重大事態が発生した場合には、迅速に教育委員会・いじめ対策評議会へ報告し、その後の対応を相談する。これは、生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、法的思考のもと警察署と連携して対処する。また、生徒の生命・身体・財産に重大な損害が生じる恐れのあるときには、直ちに警察に通報し、適切に協力を求める。
- (3) ネット上の書き込みや画像等への対応については、保護者に協力を依頼するとともに、削除等を行う場合には専門機関等に相談し、迅速に対応する。
- (4) 「いじめ対策評議会」を設置し、校内の組織体制をチェックし、情報共有を行う。本会の参加者は、大学教授（いじめ対策S V）・高知南警察署生活安全課・P T A会長・横浜地区補導員地区長・生徒指導S V・S C・校長・教頭・主幹教諭・生徒指導・養護教諭。年に1回以上の会を開く。

6 保護者、地域への情報発信と連携体制

- (1) いじめが確認された場合には、いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者双方に、いじめ事案に関する生徒の双方からの聞き取り情報を提供し、いじめを受けた生徒とその保護者に対しては支援を、いじめを行った生徒の保護者に対しては助言を適切に行う。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」を本校のホームページで公開するとともに、生徒や保護者等に説明を行う。
- (3) P T A役員会や地域学校協働本部等において、取組の状況を報告するとともに、各関係機関と連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づき、ホームページや学校通信等で広報啓発をする。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要と認められる場合には、「学校教育法〈第11条〉」の規定に基づき、適切に生徒への懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめを行った生徒が自らの行為を反省し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

8 取組の評価・検証

いじめの防止等に向けた取組については、学校評価の中で検証し、「学校評価」において、取組の実施状況を項目に位置付け、P T Aや地域学校協働本部に公表するとともに、高知市教育委員会からの指導・助言を仰ぐ。また、「いじめ対策評議会」を設置し、組織的に運営がなされているか評議する。

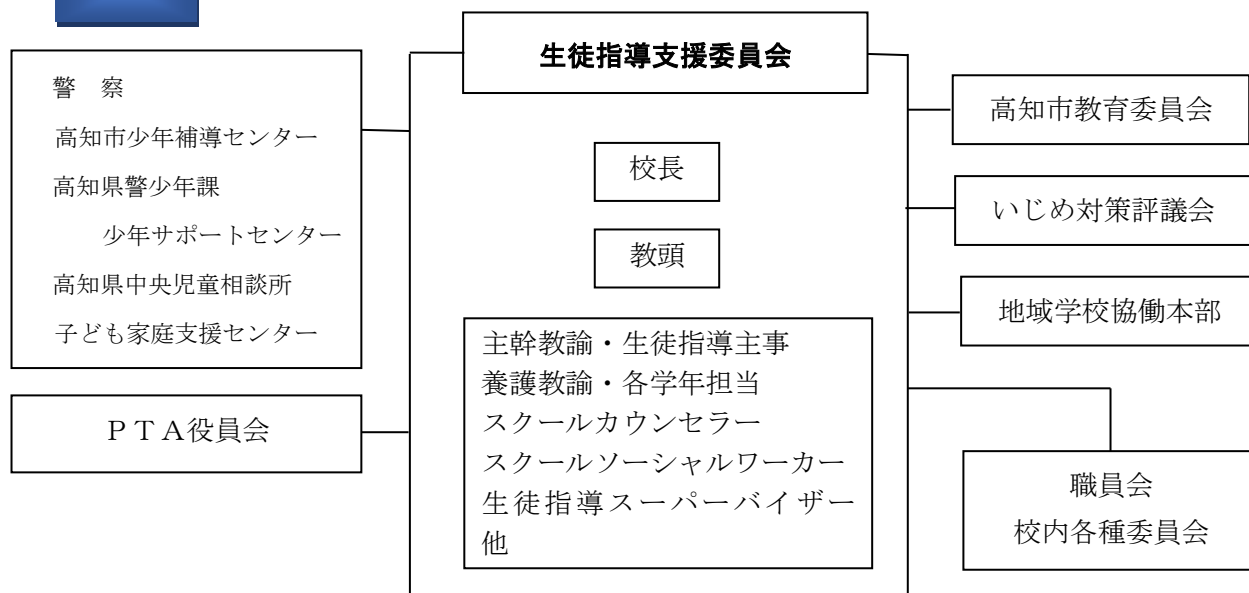
9 教職員の研修

いじめ問題について以下の研修を行う。

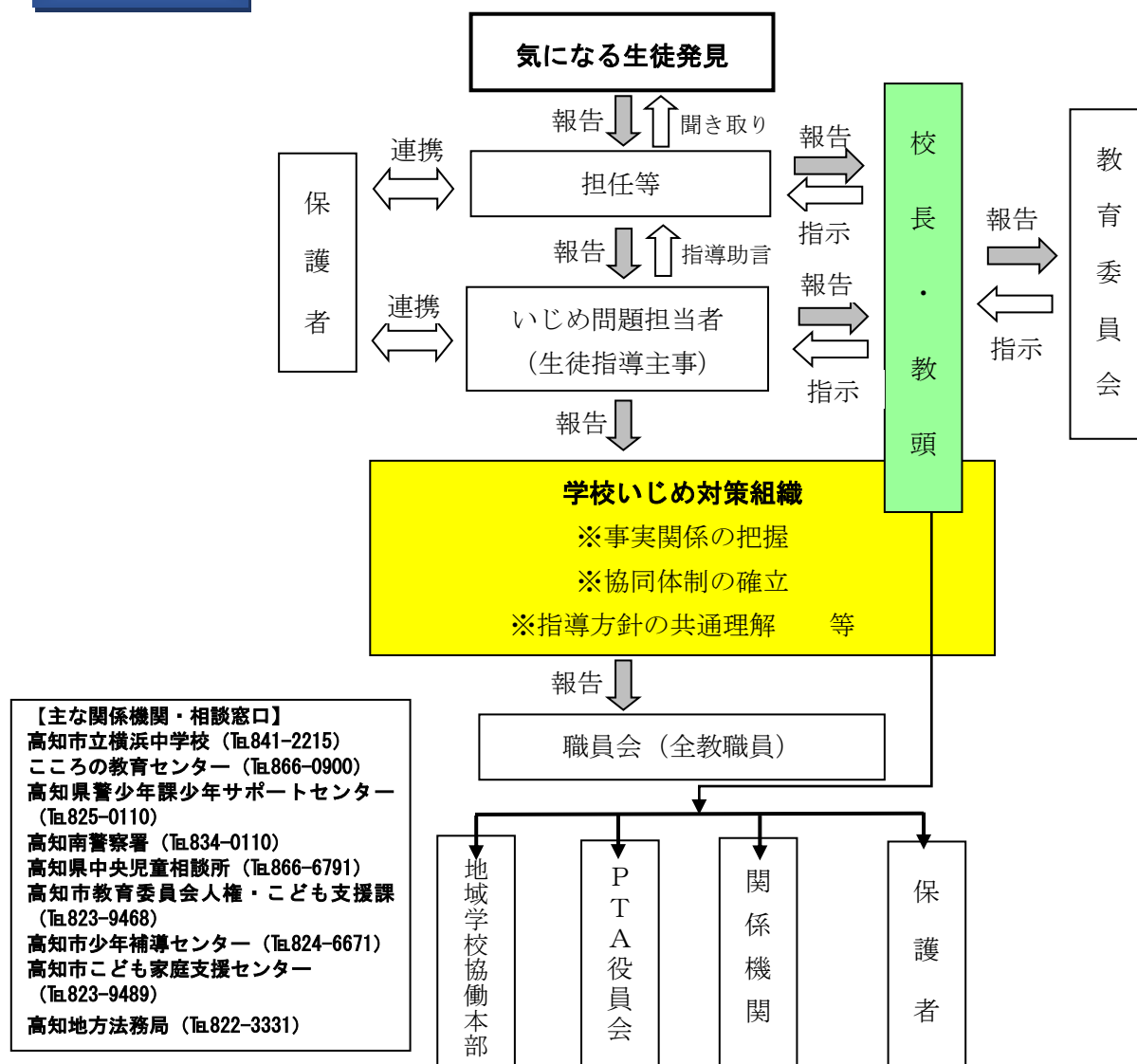
- (1) 「横浜中学校いじめ防止基本方針」に係る研修
- (2) 「生徒指導関係～いじめ・人権・虐待・体罰～」研修（講師招聘）
- (3) スクールカウンセラー講師による「生徒理解を深める」研修
- (4) 「特別支援教育の視点に立った教育」研修（講師招聘）

10 いじめ防止等の組織及び報告体制

組織図



対応・報告体制



11 いじめ問題対応年間計画

月	研修職員会等	各種取組・アンケート	家庭・地域との連携
4	・「いじめ防止基本方針」保護者周知 ・「いじめ防止基本方針」に係る研修	・新入生保護者、PTA総会 ・学級生活アンケート	・入学式 ・参観日 ・家庭訪問
5	・「生徒理解」研修	・体育大会 ・いじめに対する意識調査（1年生対象）	・自由参観週間 ・体育大会
6	・「特別教育の視点に立った」研修 ・「学びの共同体」研修	・あったかアンケート ・個人面談	・自由参観週間 ・子育て学習会
7		・学校生活アンケート ・振り返りアンケート	・自由参観週間
8	・SCによる「生徒理解」研修 ・「生徒指導関係」研修（講師招聘） ・いじめ対策評議会	・いじめ対応に関する最新動向共有 ・いじめ問題対応検証	・群馬大学吉田教授 ・地区補導員会長
9			・自由参観週間 ・子育て学習会
10	・人間関係プログラム研修（1年） ・レインボースクールLGBTQについて学ぶ（1年）		・文化発表会 ・地域学校協働本部
11	・「学びの共同体」研修	・Q-U ・個人面談	・自由参観週間 ・自主公開授業研究会
12		・学校生活アンケート	・自由参観週間 ・子育て学習会
1	・「学びの共同体」研修		・自由参観週間 ・地域学校協働本部
2		・あったかアンケート ・振り返りアンケート	・自由参観週間
3		・個人面談	
通年		・y-Book	

12 いじめに係る本校の実態

全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果（令和3年5月実施）

（対象：3年生徒）

		当てはまる	どちらかと言えば、当てはまる	どちらかと言えば、当てはまらない	当てはまらない
1 自分には、よいところがある	横浜中	36.7	38.8	19.4	5.1
	全国	34.5	41.7	16.6	7.1
2 将来の夢や目標を持っている	横浜中	39.8	27.6	22.4	10.2
	全国	40.5	28.1	19.5	11.8
3 人が困っているときは、進んで助けている	横浜中	53.1	38.8	6.1	1.6
	全国	41.6	46.9	9.8	1.6
4 いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う	横浜中	82.7	13.3	4.1	0
	全国	81	14.5	2.8	1.2
5 学校に行くのは楽しいと思う	横浜中	45.9	25.5	18.4	10.2
	全国	43.3	37.8	12.8	6

